

憲法之理由

矢部朴軒居士著

東京 文盛堂發行

憲法之理由

矢部朴軒居士著

東京 文盛堂發行

序

今を距る八年前即ち明治十四年忝なくも 天皇陛下が勅  
諭を下して將に二十三年を期し議員を召して國會を開く  
べしと曰はれしは我々同胞の皆服膺する所ありしが愈我  
邦憲法政治も僅に二年の後と迫りて已に樞密院を開かれ  
元勳及び鍊達の士議員となり憲法重要の箇條は略議定さ  
れたりと然れば吾人が千載の一遇なる大日本帝國憲法の  
發布を視るの日も亦遠きよあらざるべきか而るに我々同  
胞の中には憲法とは如何なるものたるをさへ知らぬもの  
も多かるやうは誠に嘆しきことなるのみならず又人民の  
分として國に對し濟まざるべきなり故に今歐米各國の憲  
法史に依りて憲法の條項を拔萃し解釋して世に公けにせ

固より粗蕪にして大方の寛に供するに足らざるを耻づといへども我邦憲法制定に際して聊か其理由を知るあらば眞に望外の幸なるのみ

明治二十一年十月

編者 職

憲法の理由

○憲法の理由

憲法とは上下の権利を定むるの法律にして國家を經理するの原則なり故に國會を開き政府を組織するには最も必用なるはこの憲法にして天皇陛下より更ためて人民に政治を行ふの権利を與ふるために設けられたる法律なるものか乃は憲法といふなり

憲法には欽定憲法と國約憲法との區別ありて天皇陛下の命令に隨ひ政府に於て制定するを欽定憲法といひ上下の約束に憑りて制定するものを國約憲法といふ

○王權の理由

王權なるものは憲法の外にありて憲法の束縛すべきものにあらず上文に憲法は上下の権限を定むるものといひしは政府以下を指したるものなり故に天皇陛下は憲法を制定する前に於て親ら憲法の外に獨立せるを知り給ふて他の侵略を防ぐこれを王權といふ王權の存する所は皇位より結婚相續王室所有物内閣行政内閣長軍司令官勲位特赦帝室費並びに決算海陸軍徴兵の事軍費内閣議事宮内社寺等なり

結婚相續のこと

結婚相續の二箇條は陛下の御身に最も大切なることに陛下は誰と結婚することを得べきか又誰にも位を讓つことを得べきか或は一人の配遇を置か否らざるかは豫

じめ法律よ明文を設け置べきことにしてこれを王室の法といふ且またこの事は外國に對しても大切なることにて若これを設けざれば是は天皇陛下の配偶たる皇後にえて是は太子なりといふことをバ訂盟條約國に知らしむるに最も不都合なることなり

帝室財産のこと

帝室財産は天皇陛下が御自身に定め給ふべきものにして憲法にも關係せし政府よ於ても管理すべきものにあらず然れども帝室財産の類よ公と私との別ありて其公なる部分は國の所有物にして憲法の定まる以上は國に屬し其私なる部分のものは全く帝室の財産となるべきものなり

帝室費のこと

帝室費ハ大藏大臣に命令て毎年豫算表を製し議院にてこれを議さしむるものにして宮内省の費用は總て帝室費にて賄ふものなり故に官員の給料其他一切の入費を計り豫算表を作りて定度を立つるものなれども憲法の定まる以上は是非ともこれをば議院に附すべきもの故其金額の増減は多少免かるべからずと雖へども議院もまた原案を廢棄すべしといふか如き不都合にして無法なる事は出來ざるなり然と萬一無法議員ありて無法の議決をなさぬと計りがたし故に此等に對しては最も確なる法律と設ざるべからざるなり且憲法制定後に於て最も注意の必用なるは帝室財産を多くして帝室費を少

くせることよて其故は帝室費なるものは人民の負擔なるを以て或は議員に節減せらるゝの憂ひあれども帝室財産は人民の與り知らざるものよて其多少さへも細には分らぬもの故これを多くするは萬一の用意にもなり且は平常の賄向きにも餘裕ありて自然其尊嚴を保護するに於ても大に都合宜きものあり

海陸軍のこと

海陸軍も憲法外のものにて天皇陛下の直支配なれば人民が徴兵に出で、海陸軍の兵となりて其旗下に屬する以上は陛下の直支配を受くるものなり故も海陸軍の多寡増減をなすは即ち陛下の御親裁にあり然とも徴兵を擧げこれを養ふの入費は已に憲法の定まる上は

陛下の勅許を受けてこれを議院に委任するものなり臨時  
 は海陸軍人の増減費用も議院の議に附せざるをもちあれ  
 ども必竟此等は非常の場合にて衆議に附する違なきと  
 きのことにて據なく非常の策を行ふものなれば海陸軍  
 の大臣及び大藏大臣は相談の上 天皇陛下にこれを稟  
 請て裁決を請ひて臨時の取計ひをなすことあるは實に  
 非常の場合に迫て己を得ざるに限り行ふもの故決  
 して憲法といふものにはあらざるなり

内閣のこと

内閣も憲法外のものにて憲法に拘らず 陛下と事を議  
 すべきものなり其故は 天皇陛下の何事も獨裁するの  
 權ありて 陛下の定め給ひたる憲法の即ち法律となれ

ども其法律をば 陛下が常に諸記し給ふべきにあらざ  
 れば内閣は耳目となりて御相談役を勤るといふことな  
 り且憲法制定の上は今日の内閣とは性質を異にして二  
 つの部分より成り立ち其一部は海陸軍のことを總轄し  
 又一部は其餘の諸省の行政の事を總轄するものにて内  
 閣に二名の總理者を置くが正當の如くなれども是は  
 陛下の大御心よて一人を置くことに定め給ふも 陛下  
 の親裁なれば差支なきものなり

褒賞勳位特別のこと

褒賞勳位特別のこと 陛下の直支配に属して人に恩  
 賞を與へ勳位を與へ特命を以て罪を赦免等の事を司る  
 ものあり

宮内省のこと

宮内省は天下陛下御一身上に關係したる事務を取扱ふの官衙にして其事務を扱ふもの官吏は陛下の直支配にて議院に關係せざるが故に其他一般の官吏とは同様な資格を有たざるなく其故は他の官吏の如く他に關係せざるを以てなり

社寺のこと

宗教なるものは各自の心次第にて信ぜると信せざるとは勝手なるものにして決して政府より宗教は信せへまど命令すべき道理はあらざれども現在のもの則ち社寺寺院等に關すること及び僧侶神官の身の上にては之を支配せるものを要すべきなり元來宗教の事は政府より

干渉せざるを可とすれども其賞罰の權に至りては政府にて握らざれば不都合なり

○憲法上に上下兩院あること

憲法は固より上議院下議院の兩に分るものにして二院とも各々一つの撰擧法を有つものなり今上下二院に委ぬる個條をいへば第一經費第二法律にして兩院はこれを議する所なり

○上議院と下議院との關係

國會を開くに當り上議院といひ下議院といふも同じく經費を議する所に於ては區別なし但下院に於ては一々個條を分け例へば内務省の費用は幾何外務省の費用は幾何と議し畢り又別に其大體に付きて議決せし後これを上院に回



を以て通例とす上院に於ては下院より出す議決に付さ  
て大体上の事を議するを法とせ

憲法には諸省大臣の責任を定むることを

憲法には諸省大臣の責任を定むるを要す大凡諸省大臣  
たるの責任は二つありて即ち諸省大臣に失策あり其職  
を務め難きときと又ハ諸省大臣の行爲が國會議員の氣  
に叶はせしめて其職に居りたきときとの二つにして其第  
二の場合即ち國會議員に其行爲の叶はざるに於て諸省  
大臣自ら辞表を奉呈たるときは天皇陛下は其辞表を  
允許給ふか或は議員を解散せしむるかとの二様の處分を  
行ふに至るべきなり故にこれ等の事を取調書集めたる  
法律が即ち憲法とあるの一なり

○上院下院組織の異なる理由

上院と下院と組織の異なる大体を云へば上院にありては  
常に保守主義を有ち下院にありては常に自由主義を執る  
が故なり西洋の諸邦國にても上院は保守主義にて常に據  
なき事を法律よせんと思ひ下院にては自由主義を執りて  
常に道理に叶へる事のみを法律に立てんとすると聞く所  
の如く上下兩院の主義は相異なるが故其主張する所の説  
も亦自然異にして互に意見の合ぬより討議するものなれ  
ば却て國家の利益となるべき事を發明するものなり

上院下院に二つの黨派あること

大凡上院にては黨派が分れて二つとなるものなり其黨  
派が何故に分るといへば一旦人民に與へたる權利を殺

んとするものと一旦人民に與へたる權利は飽まで保存せんとせざるの二種を生ずるが故なり下院は其主義とする所自由を執るが故固より我もの我ものとし人のものも我もの見做を主義とする自由黨の一派と又何事もすべて人民の心持次第に取計ひ政府に任せざるを主義とせざる革命黨の一派を生ずるに至るはこれ自然の勢にて實に免るべからざるのことなり

黨派の起る理由

大凡黨派といふもの、起る其理由といへば政府の處置に不満を懐くより起るものにして其不満を懐く種とある處置をいへば元來政府といふものは各黨派の上に立て総ての黨派を統ぶるものなるが故一つの黨派の人のみを用ひて一方に片寄るときはこれより遂に種々様々の弊害を隠起して人民に不満を招くの一原因となるものなり

○政府の組織諸省のこと

國は大切なるものは政府にして政府に大切なるものは諸省なり且諸省に於ては緊要なるもの三つあり即ち 天皇陛下の御意と諸省大臣が相共に事を議して法律となるものと經費即ち政府が事を行ふに就き必用なるものにて國會の議に付するものなり抑々政府といふものは 天皇陛下の御意を働かせる所なり然かれども政府にも亦意向ありて 陛下の御意と政府の意向と相合して働く處を名けて政府といふなり又既に憲法の制定以上は議院にも意

向ありて此三つのものを以て政府は成立ものなり其中海陸軍のことは陛下の直支配に属せし政府なるものはまた人民の意を行ふ處なるが故海陸軍の従順は即ち陛下の命令に服従すると政府の従順と議院の従順とを併せてこれを憲法の上に視るものなり

○執行權と立法權とのこと

憲法制定後は人民の意が國の法律となる譯なれども人民の意を以て自らこれを造るものにあらず政府の意と天皇陛下の御意と合ひたるものよ人民の同意を得て始めて法律となるものなり然れば陛下の御心と政府の意向と人民の意向と合同一致したるものを稱して執行權といひ憲法を以て人民に與へたる權理を稱して立法權といふ

○政府の成立のこと

政府なるものは諸省の協力に依りて成立ものにして諸省が各々持前の働きなきものを集たるものは即ち政府なり借また天皇陛下の力は内閣及び海陸軍を合せたるものを以て成るをいひ議院の力は上下兩議院を合せて成るものをいひ政府の力は諸省の協力と夫々別に働くところの能力を以て成るをいふ抑々諸省の協力といふは諸省の大臣が一堂に集りて事を議し其決議に依りて事を行ふをいふ斯くの如き場合に於ては總理大臣議長となり諸省大臣と事を議す故に諸省大臣が議する處は總理大臣の意見より出づることあり又他の大臣の發議に出る事もありて孰れども決議の上は天皇陛下の御同意を得てこれを行ふ

こと通例なり若しも其事が法律に係ることなればこれを國會の議に附して陛下の裁決を経たる後政府がこれを行ふものなり

本文に記述たる如き場合に於て總理大臣にせよ又は他の大臣にせよ何か意見ありてこれを閣議に出したるとき或しも他の諸大臣の同意を得ざるときは無論其意見は行ふこと能はずして意見を呈出したる大臣は直に辞表を出すべきことなり然れども又右の場合に於て獨天皇陛下のみこれを許し給ふことなれば他の諸大臣は悉く辞職して陛下は發議の大臣と萬事を相談ありて別に又政府を組織し給ふことあり又萬々一諸省大臣残す同意したる議案に對ひて天皇陛下のみ獨これを裁可

え給はざることは諸省大臣は殘を辭職するが通例なり

○諸省大臣意見を天皇陛下に稟議すること

諸省大臣意見を天皇陛下に稟議し事を行ふことあり其稟議に種々の區別ありて第一戦争または一揆等の起りし場合に於て據なく費用の入るときは固より事迫るを以て國會の決議を経るの違なきが故天皇陛下自ら内閣の會議に臨み給ひ各大臣と議定して臨時費用を支出すべき旨の令を布く事ありこれは即ち國會の議と經せし行ふものなれども大藏大臣とのみ相談するに宜しからずこれを名づけて國の命令といふ第二は執行權として例は内務大臣が縣知事に收税の事を命じ縣知事は郡長に命じ郡長は戸長に傳へて其命を奉行せしむるの類なり

第三は國法に依る所の命令を出さざるべからざるの場合ありて出す命令を名づけて臨時の命令といふこの命令は臨時に發し置き後よて次の國會に提出して一の法律となすものなり然れど此の第一第二の命令には責任なしといへども第三の命令は必ず後にて國會に提出すべきの責任あるものなり

○政府諸省のこと

政府諸省に於て最も重なる部分ハ第一外務第二兵部第三大藏第四司法第五内務にして殊に内務は分て幾部分ともなを事あれども其大別を立つればこの五の外に分かれたはなきものなり左に五省の理由を記さん

第一外務省

一國を一の物体又は一個人と視做して其他物または他人との關係を取扱ふの役所なり

第二兵部省

國を維持するに付きて必用なるものは兵部省なり兵部省は海軍と陸軍とより成立つ役所なり

第三大藏省

大藏省は其國の成立行くところの方法を取扱ふ役所なり外務省兵部省大藏省の三省ハ其國の自らの事を取扱ふところで固より人民に關係をべきものにあらず

第四司法省

此の省は専ら人民の身の上にして其權利を主張し又は其獨立を維持するの役所なり

第五内務省

此の省は國の進歩を計る所にて委しくいへば教育の  
財務の事業の總べての事に付進歩改良を目的とし  
て諸事を扱ふの役所なり

各省中最も繁雜なるは内務省なり其故ハ一國の内政を  
一手に引受くるを以てなり然らば何事にせよ其取扱ふ  
所の一事を擴張せんとせば是非とも分割して一省を設  
け置かざるべからず教育を奨励せんとせば文部省商業  
農業を盛よせんとせば農商務省道路を開き運送の便利  
を盛んにするには工部省を置くといふが如く内務省に  
て行ふべき事務を割きて別に一省を設け置かざるべか  
らず又前にいふ五省を大別すれば外務兵部大藏の三省

にて一部となり司法が一部内務が一部にて三部に分る  
ゝものなり洋の東西を問はず苟くも一國の体を備へた  
る上は是非ともこの五省則ち三部は置かざるべからず  
諸省局課等のこと

前にいふ五省には必ず大臣長官あり其長官の相談して  
行ふところの事柄は國の責任となり一省の長官が隨意  
に行ふた事柄は其長官一人の責任となるものなり一省  
には必ず一人の大臣ありて省中の事を總括し其下に局  
あり局には局長ありて局中の事を行ひ又其下には課あ  
り課には課長ありて課中の事を行ひ以て長官の命令を  
受くまた長官の下には官房あり官房に於て掌る所のも  
の職員記録文書往復等なり元來省なるものは其長官

の命令に依りて事務を取扱ふ所にして別に其事の働きをなすものにあらす其事の働きをなすに府縣及び郡村にあり府縣及び郡村は各省長官の命令を奉じて働きをなし各諸省に其働きの結果を長官に報告するが役目なり又諸省の働きに三あり第一は斯の如くすべしと命令を下す事第二は教育の道は斯の如きものなり等特別の命令を下すことなり第三は役所ありて人民との關係の間に何か紛紜こと起りたるとき其説明をなすこと此三つの働きは其時に臨みて政府が刊行する官報とかいふものに公布せるとは即ち其省の務なり

○諸省の事務は區別あること

諸省とも皆其掌る所の働きあり其働きの設け方に至りては各區別あるものにて各省に於て事柄に依り事務の擔任を分つものなり

外務省事務のこと

外務省にして事務の區別其理由をいへば國を以て分つといふ如く局を分ちて或し天皇陛下より御下問ありしとき外務大臣は乃ち其國事務を管理する局長を呼び出して其始末事柄を訊問といふが如き譯なり右の如く局を幾何にも分ちたる上又一局に於て別に其技あり即ち公使館と領事館の如きこれなり且外務省に屬すべきもの、中大使といひ公使館といひ長官といひ官房といふ四つのもは皆交際官と稱すこの交際官なるものは政界上に於て恰も一人の隊伍の如き働きあり又領

事なるものは専ら商民の利益を謀るために置く所にして交際官にわらず又この交際官に二つの區別あり其一は大使たるもの或は公使たるもの其國に赴任して國書を捧呈するの順序を履み其職を行ふもの其二は交際官にして公使館付の武官即ち海軍陸軍より公使館附として駐在し其命せられたる一部の責を有ものなり故にこの大使公使は同玄く必らず治外法權を有つものなり然れど領事は交際官よあらざるを以てこの權利を有ものにあらす

治外法權のこと

外國と交際をなすに治外法權といふことあり例ば我國より各國へ駐在せしむる領事官は交際官たるの資

格なくして各國より我國に駐在せしむる領事官に交際官の格資を有といふが如きものあり偕同じ交際國でありながら一方は領事にして交際官の資格を有ち一方はこれを有たざるといふ如き不條理は固よりあるべからざる筈なれどもこれは實に止むを得ざることなり抑この不權衡の起りたるはいづれの邦國を問はせ國家創業の折柄にて自然交際の大事に關係するの緊要は知れども未だ其後來の如何までを此に充分の條約を結ぶ所以に行きして終に其權限も亦自然不相當になりしものなるを其儘今日にまで移り來りしものなり已に治外法權の不權衡にして不條理なるは驟々を俟ざるを以て今日は誰もこれが權衡を得んこ





役目なり其故都督より幾何の兵員が任用なりとて其差  
 出し方を陸軍大臣に請求する場合に於ては其請求に應  
 じてこれを送り出すといへども兵員たるもの自らこれ  
 を請求するを得ざるものなり又都督たるもの已に兵士  
 を預る以上は兵士の賞罰は法罰に照準て處分するの權  
 ありこの場合に臨みては都督は即ち働き人なり又都督  
 が幾何の兵員を有ち幾何の權利を有つといふ一段に至  
 りては軍律ありてこれを明かにするものなり且戰爭の  
 ときは都督たるもの陸軍大臣に命令する事を得べし例  
 へば若干の兵士を徵發せよとか若干の兵糧を運送せよ  
 とかいふ如きの類にして最も都督たる役目は戰時と常  
 時とに拘らず誰の手をも經てきて天皇陛下の直々な

る命令を受けてこれを行ふことなり又戰時に當りては  
 天皇陛下とのみ事を謀りて行ふも其大体は親裁に出る  
 ものなり但し戰爭の折に彼方に兵を増し此方の兵を減  
 す等の處置皆都督一人の心次第にてこれを行ひ天皇  
 陛下に對し奉つり其責任を有つものなり今我邦現在の  
 兵制にていへば天皇陛下が自ら都督の任即ち其位置  
 に居り給ふことなり然れど來る二十三年に至り憲法も  
 制定し國會も開設の後には已に前に記述たる如き兵制  
 を行ひるべきなり

大藏省事務のこと

立憲政体の未だ國に立ゝざる前は大藏省の事務に付て  
 幾何の金圓を費用するも税金を幾何課し幾何徴收する

も皆君主の随意なりしが已に立憲政体となり憲法の立  
つ上からは財政のことも決して君主の随意にはならざ  
るべし他の外務省や兵部省の如きは却て憲法が立つも  
立ざるも別段差たる變遷もなきものなれども大藏省  
に至りては最も大なる變動ありて例へば憲法の未だ  
立ざる以前には外國へ大使を派遣するも或る處に砲  
臺を築くも學校の建築諸省の修繕も其費用は皆君主た  
るもの、随意にありて大藏省は但其命を受けこれが支  
出さへせば役目は濟しものなれども憲法の定まる上は  
右の如き譯にては濟ぬものにして是非とも其事を議案  
に作り議院に提出して議さるべからず或し議院にて  
其議案に付き討論審議して其費用を出すことを拒みた

るときは敵を防ぐに必用なりと認たる砲臺の築造も是  
非なく中止せざるべからざることあり斯考案をなすと  
きは大藏省は憲法の定ると定らざるときに因りて大ひな  
る差違を生ずるものなり  
今我邦の歳出入は毎年過不足なきが如くなれども其歳  
出は歳入より幾何不足して如何ぞこれを補ふかとい  
ふ如き事も國會開設の後にありては其詳細を分ち知る  
を得るものにて例は政府の歳入が八百万圓にして歳出  
が八百五十万圓あらばこれ即ち歳出入相償はざるが  
ため國家の財用不足を告ぐる場合に至れるなり或し斯  
る場合に至りて其不足を償ふがために是までの税額を  
増か左もなくば新に何か税目を立るか或は國債を起す

かの三つなりこの三つの中に就き是非ともいづれをか  
 施行ざるを得ず此時に臨んで適宜斟酌するを大藏省の  
 學問と稱ふ前條の場合に於ては己に今日までは政府の  
 随意に取言ひたるものなれども已に國會を開きたる上  
 は相當の議案を發し議院の議決を経て 天皇陛下の勅  
 裁を請ふものなり  
 酒税といひ印紙税と稱して總て收税の規則となるもの  
 は大藏大臣より申立て國會の議決を経て法律となるも  
 のなれば其法律に依りて收入の總額を算するを歳入豫  
 算といふ該歳入の豫算を定むるに當りては大藏省は例  
 ば地税なるもの如何なるものにして何税は何といふこ  
 とを豫め研究し置かざるべからずこれ等の事に付ては

但一ヶ國や二ヶ國にのみ止めば各國の例をも遍く取調  
 べ置くこと緊要なり且また大藏省の各省より幾何の費  
 用を要すると請求し來りたるときは歳入に應じてこれ  
 に超過すべからざるやう其割振を付けてこれを議案と  
 なし議院に提出を歳出の豫算と稱して大藏省事務の  
 一なり已に歳入歳出とも大藏大臣が豫算を立つること  
 とせば歳出入の相償はざる如きの不都合を生ぜざるや  
 う其事を施行ふは大藏大臣の責任なり然れども實際  
 に付其費目に必用なる額は設令大臣にせよこれを節約  
 しがたきは理の當に然るべき所なるが故上文に記述如  
 く新に税目を設くるか又は税額を増とか國債を起すと  
 かの三つなれ共何れにして其不足を補充すべき計策を設

けて議院の會議を経て 天皇陛下の裁可を仰ぐべきなりこれに稱して大藏省の體制といふなり  
 又歳入に三つの區別あり地稅其他の稅より取るもの一國債より生ずるもの一官有地即ち學校の敷地とか公園とかに屬したる地處にしてこれを借地また作地等となして收入あるもの一なり且またこの官有地に二種の區別あり一は國に屬するものにして一は 天皇陛下に屬するものなり該區別は殊に大藏省は念に念を入れて研究し取調べ置くこと緊切なり已に我邦も憲法發布の時期に近寄りたればこの事は最も大切なるべし又稅を課するも當りて不齊といふことあり不齊といふは稅の相當なることをなすといふ語にて其人の貧富に拘らず

稅を一樣に取るといふ道理はあらば不齊は即ち稅を相當にせるといふ譯なり  
 課稅するには必らず課稅すべき人の所得の額を知ること緊要なり今茲に一商人あり商賣をなせに其高百圓なりといふもこれは唯取引上の員類にて其人の利益となる額二十圓か乃至十五圓に過ぬべし然れば其課稅は其利益金の二十圓か十五圓に課すべきものなり抑々課稅の原則といふべきは二十圓か十五圓かの純益あるを知るの方法を研究するにあり歐羅巴にては其所得へ稅を課するに至りしに僅かに百年以來のことなり全體收稅の原則は上文に云へる如く其人の純益を知ること最も大切なり例ば茲に田地あり所有主はこの田地より

五百圓の金を得れども其中勞力と肥料の價を計算せれば三百五十圓を引き去らざるを得ず然れば其殘金百五十圓が眞の純益なるべし故に政府はこの純益に向ふて課税すべきなりこれを直税といふ今また茲に酒あり酒は固より純益の如何を論すべきものよあらず然かるに若人ありてこれを買へば即ち其價の中に若干の税を含ま斯の如く物品流通の間に課せらるゝ所の税ありこれを間税といふ直税も間税もこれを課するよ定度あるものなり

司法省事務のこと

司法省は司法の事務を扱ふ所に於て其部分を二ツとなす一は權利を講究し一は其權利法律を施行せるを謀る

ものこれなり又權利に三つあり一は一個人が一個人に相對するの權利にして一は一個人が社會に對するの權利なり一個人が社會に對する上からは其一個人の權利を在て社會の權利に從ひざるを得ず即ち社會の權利は一個人の權利と自然別なるものにして法律と權利とは全く相反するものなり例は吾人に土木を起すの權利はあれども或は法律に於てこれを禁ずることあり蓋し法律は國の成立によりて起るものにして權利は吾人が生れながら稟くる所のものなり故に法律は人の權利を傷はざるを以て良法とな其人の權利を毀つ如き法律あればこれを惡法といふべし

權利といふものは吾人生れながら稟くるものにして名

自に有ぬものはあらざ故に善事にも權利あれば惡事に  
 も亦權利ありて例へば人の物を獲り人を殺すが如きも  
 皆人の權利なり然れどこれ等の事の權利なり權利を傷  
 はぬがよしとして投やりにして置かば國の成立に背き  
 又國の望に反くは理の當り然かるべき所なるが故法律  
 を設けてこれを禁じこれが罪を犯せばこれに刑を加へ  
 ざるべからざる所以なり故に野蠻盲昧の世もありて法  
 律の設けなきころは強きものは權利者なるが如く弱く  
 去て力なきもの殆ど義務者同様なれども漸次に世の  
 開くるに隨ひ法律を設くれば自然人の權利も亦從て異  
 なるも依り法律も亦改正を加へざるべからざ故に法律  
 を制し議院の議決を経たる上 天皇陛下の御同意を得

てこれを國に施行ふを司法大臣の職務となす且また  
 この權利に一個人の權利と公の權利の二つありて公の  
 權利なるものは例は兵部省には兵部省の權利あり内務  
 省には内務省の權利あり大藏省にては大藏省の權利あ  
 りといふ如く徴兵の事山林河海の事或は公使や領事を  
 派遣せる等すべて公の權利は司法の管する所にあらず  
 司法省の管する所は即ち一個人に關する權利と犯  
 罪に關するの法律とにあるものなり  
 且また司法省の事の二つに分るものにして一を特法と  
 いひ一を五法といふ特法なるものは人の相續に關する  
 ことゝか或は家の買買に關することゝかにして特に法  
 律を設けてこれを支配するものなり五法とは民法刑法

訴訟法治罪法商法にしてこの五法と特法とに依りて事務を取扱ふ所は即ち司法省なり我邦にては未だこれ等の事は完全せしどはいふべからず然れど今日我邦の全体を観察せば人文は驟々として開明日も進むを以て民法にせよ治罪法にせよ刑法にせよ特法にせよ従つて制し従つて改良して善美なる法律を造り出すは目前の事なり大凡司法省はこれ等の事を研究して法律を製する事とまた其制定せられたる法律に因てこれを施行する事とを司せるところなれども其施行をなすは司法省に属する諸裁判所の職掌なり且又諸裁判所に關する事あれども今茲に必用少きを以て略す

内務省事務のこと

内務省は人民の便利社會の公益を謀るために事務を扱ふところなるを以て其事務甚はだ多端なる役所なり故に各國に於ても一の内務省を以て内務省の全体に管する事務を辨じこれを處理するあらば必らず其事務を幾部にも區別に獨立の省を立て、其事務を分け行ふことなれば農商務省や遞信省や文部省といふものが立て、ある道理なり總て内務省にありては事務に應じて數局に分つものにて第一統計第二警察第三道路といふが如しさてこの統計局は全國數多の事を統計する所にして即ち學理上より統計をなすものなりこの統計は獨内務省内の事務より生ずる事を統計するのみにあらず外務省なり兵部省なり大藏省なり司法省なりの事をも



皆統計に掛げ其統計は因りて事務の結果を検査するも  
 のなれどもこの統計局の全体をいへば決えて獨立して  
 事務の活動をなすものにあらずこれたゞ他の省局が事  
 務を行ふの考査に供るがためなり然れば今吾人の考の  
 中には無用と思惟ものもあるべけれどもこれは極めて  
 必要なるものなり抑々統計の必用なる詳細をいへば人  
 民の健全不健全または學問の有無等に至るまで悉く調査す  
 るものにて統計上の事は萬事萬端一切を引受けて居れ  
 るは必用も亦従つて大ひなり第二警察の事を記述は警察  
 の事も亦人民を保護し福利を維持するものは必用のもの  
 にて凡そ物には可き力と又可からざる即ち物を害す  
 るとの二つの力ありて其物を害するの力を防ぐが警察

の本務なり然れば警察は其物を害するの力を防ぐには  
 先づ其物を害する力は如何なるものなりやといふ事を  
 研究すること大切にして其物を害する力の性質を調査  
 ことは乃ち警察の一つの事務ともいふべし又二つに  
 は其警察を行ふの方法にして三つには水上警察とか或  
 は消防とか種々の制あり又其他種々様々の制を集めて  
 中央局と地方局との二つに分つものなり中央局長は即  
 ち内務大臣の任にて地方局長は即ち府縣知事の任  
 とす且地方局には別に地方の事は斯々なり又斯々の事  
 ありしと常に中央局に聯絡を通ずるの一部あり地方局  
 の下には數多の警察官を置きて其事務を扱ふ其本務と  
 せるところの或は物を害し物を害せんとするものあら



のにして其第一部の警察は已に上文に記述たる如きも  
 のにして彼の秘密の會議は何等の目的に據るものかと  
 いふことは探知すれども手を下してこれを禁じ或は捕  
 縛すといふことは致さざるこれを名づけて秘密警察と  
 もいふべけれども秘密は他の警察に就きてあれば寧高  
 等警察といふかた穩當なるべしこの高等警察のため  
 は別に秘密の一局を設くることなれども是は全く人民  
 に對する局にあらずして一ら國事警察のため設くる  
 にあるのみ第二部一個人に對する警察に二つあり其一  
 は現行犯罪なるものにして例ば盜賊人殺の類を捕縛し  
 また現行犯罪にあらざるも嫌疑あるものをば拘引して  
 裁判所に護送の類なりこの罪人は法律上二十四時間を

過ぎざる中に必らず裁判所に護送ざるべからず第二は  
 拘引せんと欲するものありもし手向ひして拘引に應せ  
 ざるときは餘儀なく威力を用ゐて我が命に従はしむる  
 ことあるものなり又高等警察にて國安を妨害するもの  
 あるを探偵するときは首領は何人にして如何なること  
 を企圖しといふことを第二部に通知するなり第二部に  
 於ては其通知を得ば直に其首領たるものを拘引したる  
 の後若し其徒黨多人數なればこれを説諭して解散せし  
 むることとすべし而るとき若し其黨類等説諭に従はざ  
 るのみあらず抗抵したるときは餘儀なく威力を用ゐて  
 これを防がざるを得る例ば一地方また多人數の不平黨  
 起り穩かならぬことありて其處分かたを縣知事に委任

せることありこれ等の處分を稱して戒嚴の法といふこと  
 の戒嚴の處分といふは或地方が敵國に圍まれしとき其  
 地方のことを處分するに軍法を以てするをいふ元來平  
 民なるものは軍法を以て處分すべからざるものなり斯  
 の如き場合に臨んでは平民といへども總て軍法を以て  
 處分すべきものなり元來縣知事なるものハ斯る處分を  
 なすべき權利あるものにあらざれども特別にこれを委  
 任してこれを行ひしむるものなり  
 内務省の事務の多繁なる官衙なることは已に上文に記  
 述せし通りにして統計警察教育農務商務工務の事務を  
 取扱ふところなるが其中警察と農商務文部工部等は各  
 區別して一官衙を置くも置かざるも其國の都合に依

るものにて別に原則のあるものよあらや又内務省の事  
 務を分ちて文部省なり農商務省なりを立つるときは其  
 長官は他省の長官と其權に至りては變るべきよあらざ  
 れは國會議院に出ることを得べし若しこれが内務省中  
 の一部の局長とすれば議院に出ることは得ざるべし故  
 よ其方よりいへば都合よき事なり文部といひ農商務と  
 いひ遞信といふも皆内務大臣が管轄すべきものが分れ  
 て獨立となり其長官も亦他の大臣と同様の資格を有つ  
 にせよ内務省は原其基礎なるを以て其大臣は自然大任  
 あり故に總理大臣がこれを兼るが適當のことなり已に  
 教育遞信等の事務を内務省より分離して獨立せし上は  
 この事務は統計とか警察とかいふものとなる道理なり

第一中央統計院にてこの統計院は諸邦國中未だ獨立の省とあせし例なし故に内務省に屬するを正當のとなす第二警察にてこの警察は各國の都合にありて獨立となせし所もあり現に我邦の如きは獨立して監視なるものを置きしかども歐羅巴諸邦に於ては現今は大方内務省の所屬となれり蓋し警察なるものは常に自らの行政なく唯盜賊とか火災水難等の事起るに當りてこれを防ぐに過ぎるが故乃ち内務省に屬すること正當なるべしと思惟る第三道路鉄道とか郵便線路とかいふ事務の類は已に他省の事務なれども尙この外に何處へも屬すべからざる道路の事ありてこれを内務省にて管轄す第四貧究民恤とか或は社會公益のために設けたる會社

等を管理するも又この者の役目なり

教育事務農商務の事務等を内務省より分離して別に一省を設けるときは又従つて其れだけの事務あるものなり左に教育農商務等の事務を別に置くものとし

農商務省事務のこと

農務省の事務を分ちて四局となす第一農務第二山林第三礦山第四水産にして四局の事皆専門の學術に關することとなり其第一は土地の割方にしてこの割方は大ひに

さると小とるとなり第二は物産のことなりこの物産の中にも種々ありて茶とか酒とか糸とか米とか牛とか馬とか其數も随分に多きものなり牛馬は廣き野原にあら

ざれば牧畜の出来ぬものなれども廣き野原も開墾して  
 米麥を作るが利方よあらざるやといふ如く様々の問題  
 あるものなり又我邦の如く天産物に富る國柄にては其  
 筋の奨励と國民の心掛とに依りて随分國益となるべき  
 物産を増殖は容易なることなるべし今また物産を富し  
 國益を増に當り一市人のために奇利を壟斷せられて切  
 角の國益となるべき事業を妨害らるゝこと往々あるべ  
 けれども必竟夫等の弊は政府の當局者か國民民福のた  
 めに處置さへ施せば容易に防ぎ得べきものなり例へば  
 茲に一の官有物あり後來一大國益となる見込充分あり  
 て永く政府の支配すべき性質のものにあらせして人民  
 の拂ひ下をなさんとするに當り依怙偏頗なく公けの投

票に依りて誰にも拂ひ下をなし得べくといふ如く何事  
 も國民全体の利益となるやうにさへ取計はゞ決して人  
 民の膏血を以て一市人の懐中を肥すが如き萬不都合の  
 ものなき道理なり此等の事は今日にありても法律上決  
 してなし得べからざるは知れたことなれども憲法政治  
 を組織したる後に至らば勿論何事も公明正大となりて  
 私の出來ぬやうになるべし例ば或地方よ大ひなる官林  
 わりて其地味最も悪さがため樹木の生長なきを以てこ  
 れを開墾して耕作地となしたらんよは却つて利益なる  
 べしとの考へを起したるとき農務大臣はこれが主任に  
 命じて其利害を調査せしむるは勿論なれども又別に議  
 會を設けてこれを研究せしめざるべからずこの議員は

其道に詳しき人を選びてこれを議せしめこれを大臣に  
 具状せしむるものなり  
 土地分割の理由をいへば先土地は所有者の勝手都合に  
 任せ分割するを得べし然れども山林は漫に分割し漫に  
 開墾することは許さるものなり其故は山林を開墾し少  
 くするときは水を減し雨を少くして國のためは不利益  
 なれば政府に於て注意を加へ人民に屬する部分といへ  
 ども一定の法則を設けて勝手都合に伐採り開墾せしめ  
 ざることを肝腎なり又礫山に官有と私有との別あれども  
 第一に重きべきは警察なり必竟礫山の業は甚は危険  
 ある者にて動れば人命を害ふの恐あれば警察の注意  
 を以て常に其等の保護をなさざるべからず又礫業上の

監督は大切なるものにして監督に怠るがために抗中  
 にある天物を空しく棄が如きことあるべしこれ等の事  
 を監督するは山局の役柄なり  
 又水産に關すること二つあり即ち海と川とにして海は  
 漁業上を監督し魚類を捕盡さるやう注意しまた川にあ  
 りては漁業濫既の事は勿論運送するを得る川に於ては  
 入費を減じて人民に運送の便利を與ふることまた運送  
 出來ざる川に其水飲料とするものありこれ等は成るべ  
 く使用の方法を謀ること監督廳の役目にしてこれを支  
 配するは即ち水産局なり  
 商務省の事務を分ちて五つとなす第二郵便電信第二鉄  
 道第三航海第四手工に屬する工藝第五器械に屬する工

藝等に於て其目的は技術を進め製作を導ひ貨物を運  
 輸する道を開くにあり然れば郵便電信鉄道等のことは  
 別に工部省を置きて其事務を取扱ふ國もあり已に我邦  
 にも工部省を置きたることあり且郵便電信等のこと  
 は今現に遞信省ありて其事務を取扱へり商務に屬する  
 五つのものは皆専門の學問に屬するものにして殊に近  
 來に至りて鉄道の如き専門科の一となれり且また商務  
 省の事務に二つあり議事所といひ銀行といふこの議事  
 所の議よ就きては已に其筋よ於て種々の議論あり未だ  
 孰れとも確と定まらざるやうなれども或る有力者の説  
 にて差向き四つの議員を設けらるべきやに聞けりサテ  
 議員の分かれたは東北中央西南といふ如く全國の地位を

以て區別を立つるなるべきも此の規則は法律を以て定  
 むること然るべきなり  
 銀行の理由は例甲わり乙に金を拂はんと思ふに當り  
 て拂ふべき金なし依りてこれを丙に借るに丙は則ち他  
 人の不用金を集めてこれ等の用に供するため營業する  
 をいふ又金を人に拂ふのみにあらず土地に家作して營  
 業をなし或ハ牧場を開き或は山林を設けんとするに資  
 金なきを以て其物を抵當として金を借ることありこの  
 貸金營業をなすを殖産銀行といふこの殖産銀行なるも  
 のは苟も殖産の本意に違はそ充分の信用即ち抵當さ  
 へ相違なければ何人を撰ばず資本を貸付るものなり抑  
 銀行なるものは自分の營業のために設けたるものに



して行政に關するものにあらす政府は人民の便利のため  
にこれに許しこれを監督するの權ありこの權は即ち  
商務省に屬するものなり

遞信省事務のこと

上文の商務省事務の第一に郵便電信の事をいへり  
其事務たる西洋諸國にては別に分たせ商務省中にて事務  
を扱ふこと多きやうなれども我邦にては別に遞信省を  
置て此等の事務を取扱はしむ元來驛遞の事は極めて大  
切なることにて例は外務省より外國に公信を出すに公  
信は固より無税なるものにて外務省と商務省(我邦にて  
は遞信省)と約束するの上なる事なれば驛遞局が勝手に  
これを定むることを得ずまた郵便を鉄道にて送るに鉄

道も亦無償にてこれを載せ汽船も同様なりこれ等の事  
は何れも政府の協議上より成立ことにて或は戦争ある  
に當り某地方へ郵便を送るを禁まはすは私の電信を止  
むる等のこと皆この省大臣の權力にあり故に郵便や電  
信は私設を許し人民の手に任ずること能はざるものな  
り又鉄道は私設を許しても差支へなきものにて歐米諸  
邦にも我邦の如く私設の鉄道を許せし國幾何もありて  
鉄道のことをいへば宇内萬國を通じて官に屬するもの  
と會社に屬するものとの二種なるべし鉄道の次は道路  
にして鉄道馬車馬車道等は運送に最も必用なるものな  
り道路を大別すれば三つにして第一國道第二縣道第三  
里道なり其道中に制限もありまた入費も違ふなるべし

造幣局は商務省又大藏省に属する國あれども我邦にては大藏省に属せり今貨幣のこれを述んに紙幣は七八年前までは非常に下落せしが近年正貨と同様の價を保持に至りしは實に結構なることなれどもこの後憲法發布の上は紙幣の員數増減等皆國會の議を経ざれば出來ぬやうに至るべし然れば是までの如くこれを増發するも燒却するも決して政府の自由にある譯には至らざるべし元來貨幣の度は物産に應じて増減すべきものにして物産非常に増殖しこれを用ゆるものも頗る多くなりたるにも拘はらば貨幣の流通高が以前と同様なるときり物産の價は必らず下落して生産者が難澁する如く又物産

少くなるにも拘はらば流通貨幣は従前のまゝなるときは物産の價必らず騰貴して需用者を害するに至るべし然らば流通紙幣を増減するは物産の高に應じて差引をなせこと經濟上の通義なればなり  
 正價を以て物品を買ふと紙幣を以て物品を買ふも其價に差違なき程に止め紙幣發行高の制限をなすべし假令は外國の紙幣は他國に持ち往くも通用するを得るも我邦の紙幣は他國に通用せざるなり其故は我邦の紙幣は發行より限りなきを以てなり已に澳太利の紙幣の如きは不換紙幣なれども他國に通用しパリスに往くも又ロンドンに往くも正價同様の權利ありて使用するを得るはこれ則ち其發行高に制限あるが故なり且又紙幣亂發は

其價格を下落せしむるものにて其例ハ我邦のみに限らず外國に尠からず今我邦の正價が紙幣と同位にあるは眞に正當を得たるものにて舊幕府の此の通用金十億萬圓より較なば今日の流通紙幣は一億七千萬圓なれば大に其高は減すれども今日の財政上に不都合差支へなき上からは敢て増發するに及ばざる道理なり殊に戦争のときよりは是非とも紙幣増發の必用を起すが故其時の用意をせざるべからず又紙幣發行高の多き其度に過ぐる時は政府がこれを引き上げて焼き棄るは餘儀なきことなり元來紙幣なるものは政府が人民より取り上る所の税より出づるの紙幣なれば其紙幣を焼は國税を使ひ拂ふと同歩理なるを以て其費用は何れより出すが適當なる

りといはゞ則ち國債を起して償却の資本に充るの外に方法はあらざるなりこの造幣局は實地の働きをなすものあれば大藏省に屬するも商務省に屬するも差支へなきこととして只紙幣の一事のみは是非とも大藏省に屬せざるべからず殊に紙幣と正價と同一の價格を保しむるは大藏省の一問題あればなり

文部省

文部省は教育を以て國民を文明に赴かしめんがためを設け置くものにして其事務を分ちて三となす第一は世を道徳文明に導くこと第二は學校に於て人材を養生をすること第三は美術家の思想を高尙にするを目的とするに於て又宗教の如も則はちこの省の所管に屬す今宗

教の大略を記述に我邦の宗旨は外國の宗旨も勝りて最も良きことあり信仰の自由にして政府が宗教上のことに勝手に干渉するの權利はあれども英國や米國の如く教法上の權力強くして政府に於てもこれを制御するの權利なき國に比べれば遙か勝れたるものなり諸また教育に二つの區別あり強迫教育といひ自由教育といふ強迫教育とは則ち讀書作字算術を小學校の教育とし學問實業を中學校の教育とし法律文學醫學理學を高等學校の教育とせるが如き種類をいふ自由教育といはち智識を廣くする學校博物館圖書館及び博覽會等の種類これなり

會計検査院

會計検査院の國會にて議定したる法律を其通に諸省にて履行するや否を検査するために設くるものにして検査の法に二つあり一の検査は金員の出納に違算なきや否を検査すること一は使用の検査にして即ち何々の件は幾何を使用して至當なるや否といふ類を検査するものなり或し諸省の大臣に國會にて議定したる如く豫算金を使ひ拂ひをなさざるべきに検査官に於てこれを調べ其趣きを國會に申し出したる後上下兩院より國の裁判官を撰任し國の裁判を行ふて大臣の處置をなす理非を決するものなり

○地方議會のこと

國會議員は一國の政治を議する事にのみ熱心し地方の事

に至りては格別心を用おざるものなれば別に一地方を限りて一の議會を設くるものなりこの地方議會は全國一般同じ組織にすること適當にしてこれを組織するに最初縣知事より政府へ上申してこれを議せしめ學校道路等のものは總てこの議會に任せて取扱はしむること得策といふべし

○衛生上のこと

衛生には中央政府と一地方との區別あるものにして中央衛生の事務に付ての入費は國庫より支辨し地方の入費は其地方人民の負擔となるものにして例は一地方一郡村に流行病ありたるべきの如き則はち其地方郡村の入費にして衛生の事を行ひ若し其入費に不足あるときは縣廳より

補ふこと通例なり

○官吏試験法のこと

官吏を登用するに試験法あるは外國にては大抵行はれざる處なし元來官吏の試験は已に官吏となりし上にて各自の等級に應て施行すべきものにあらず抑々官吏となるの初めに於て何學科を卒業し又は何等の事に長けたるやといふことを試験するまでなれば官吏を登用するに徒に試験にのみ拘泥するときは支那の試験の如くなりて世間不通用の學者のみが官吏となるの恐れなき能はせ殊に試験法が嚴酷に流るゝ則ち高尚に過るときは試験を受ける人の惱髓が常に試験を受ける學科等の事に傾きて外の事には更に心が働かぬ故決して其結果は役に立ぬものを選びて

政府に集むる如きものなり故に試験を行ふには先づ其人の履歴學術等を聞て其力量を判し大體を試むる位の事に止めて可なるべし

憲法政治組織の事の大體は已にこれまで記載せし條項にて説き盡したる事といふべかざるも先斯の如きものなり且國の性質によりて多少異なる處あるべきは又勢ひの然るべき所以なり今この書の局を結ふに當りて政府より呈出したる議案を國會にて否決せし時のことを説きて終となさん

國會開設のうへ政府より呈出したる議案を國會にて否決したるときは諸省大臣は其意見を行ふことを得ずこれがため前途の目的も立ざるが故餘儀なく辭職するは當然のことなれども又時と場合とに依りては其儘在職する例もなしといふべからず又政府にて是非とも成立せんと思ひ呈出したる議案を國會にて否決したる事項を行はんとせることあり必竟無理の通ぬらために國會を設うるることなれば國會開設後無理を通さんとは實に無理なる望みなり然れど外國にも其例あり斯の如き場合には國王は國會を解散せしめ再び會議を開くの權を有するものにて時に議院にて否決したるにも拘はらず議案のまゝ布告する等の事ありこれ等の時内閣大臣たるものこれに副署せしうへは議院の裁判を以てこの大臣は國法を犯したるものとして其罪を受るなり全体何れの邦國を問す國王は神聖に在して犯すべからざるもの故如何なる事をなすも王に罪を

歸する事の出来ぬ代りにこれに關係したる大臣が罪に處せらるゝ事なり

七十

2300  
41

42058



憲法の理由畢

明治二十一年十月廿五日  
全 年 全 月 卅 一 日  
全 出 版 日



府 大  
下 販  
特 賣  
別 所

著者	東京府下谷區西町四十三番地	矢部 積藏
發行者	全日本橋區若松町二十一番地	榊原 友吉
印刷者	全京橋區築地一丁目十五番地	桑原 八郎次
府大	日本橋區大傳馬町二丁目二十二番地	長島 分店
下販	全區通油町十番地	東海 書館
特賣	全區新大坂町十番地	小林 喜右衛門
別所	全區本町四丁目十八番地	杉本 七百丸

實 價 金 六 錢

諸國大販賣所

越後長岡	同 三條	信州長野	同 松本	信州小諸	同 白田	上州高崎	同 前橋	同 所	上州館林	武州鴻ノ巢	野州宇都宮	全 所	全 所	全 所
目黒十郎	樋口小左衛門	西澤喜多郎	小松爲吉	小山左傳次	依田儀三郎	吉田煥乎堂	高橋煥乎堂	文江堂	糸屋太吉	長島爲一郎	田中正太郎	石塚喜一郎	正々堂	手塚祐次郎
岩代福島	全 所	陸前仙台	全 所	全 所	全石ノ巻	全 所	羽前鶴ヶ岡	下総境町	全水海道	全 所	武州川越	全 所	全 所	全八玉子
萱間左右太	博向堂	高橋藤七	伊勢安右衛門	佐伊勢	山口德之助	同 啓之助	地主文藏	高木直次郎	新々堂	飯塚孝助	明文堂定次郎	謙政堂	水村岩吉	高島惠藏



佛國法律學士

磯部四郎君校閱并序

大審院 檢事

市町村制講義

紙數三百六十頁余  
定價五十錢郵稅十八錢

蟻川盛治君

講述

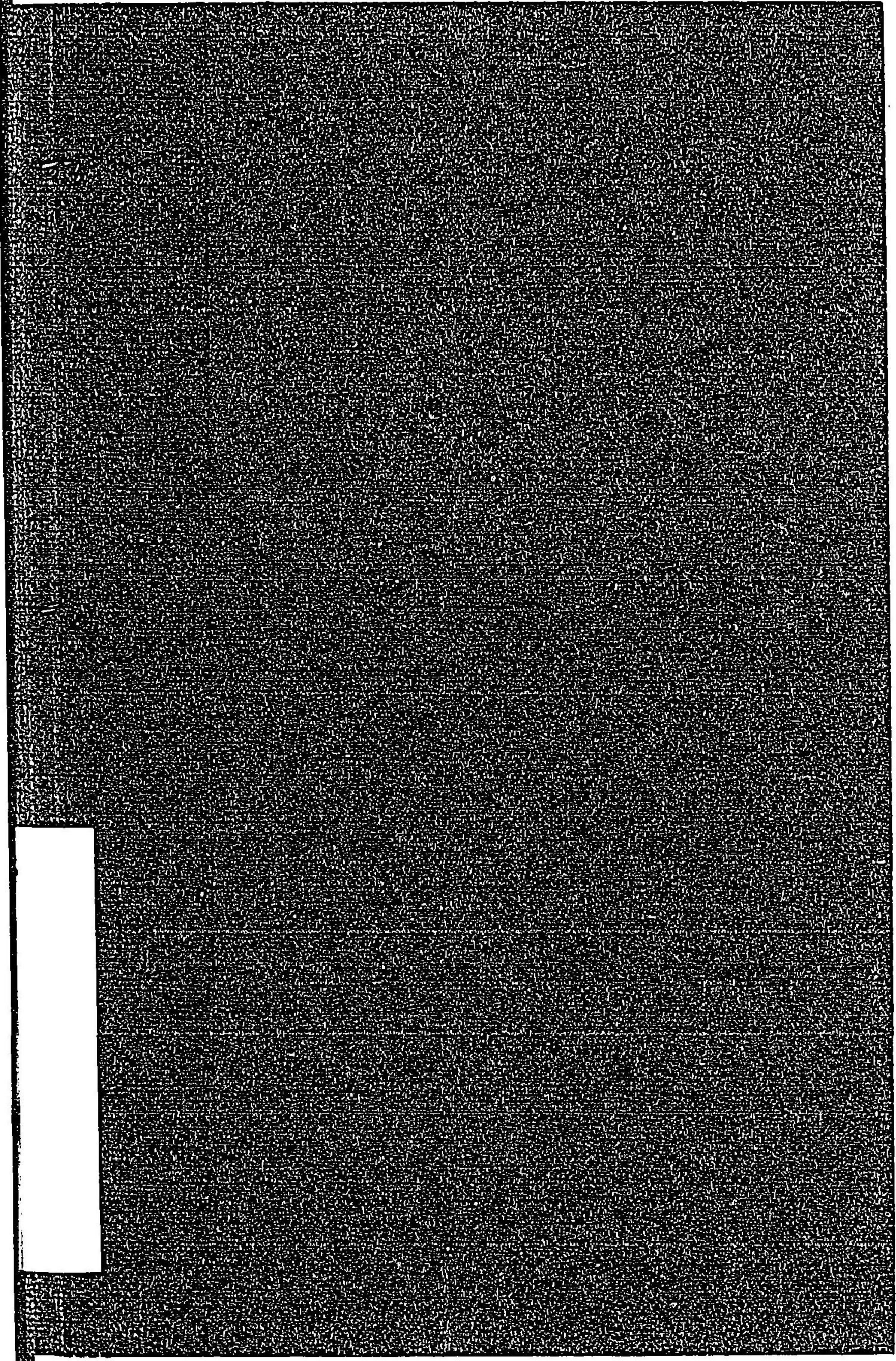
加地鈔太郎君參照

一法令ノ出ツルヤ汲々トシテ先チ爭ヒ註解ノ書ヲ公ニシ以テ利チ網スルハ今日一般ノ情態ナリ出版ノ意果シテ斯ノ如クナレバ熟考餘日ナク解説隨テ誤認ナキチ保スベカラズ其極マシ人ヲシテ無價物ヲ購買セシムルノミナラズ輒チ誤テ傳フルニ至ル出版ノ弊此ニ於テ極マシ尙疑ハシキハ其筋ノ人ニ質シ循々講述セラレタルモノニテ文意明瞭能ク蘊義ヲ盡セリ殊ニ卷首ニ於テ一制ノ大体ヲ概論シ其原則、條件、性質、定義及ヒ本邦古來ノ沿革ヲ述ヘラレタルガ如キハ世上註解ノ書多シト雖未ダ曾テ見サル處ナリトス加之學士ノ親シク校閱サレタルモノナレバ夫ノ名ヲ假リ世ヲ欺キ先チ探ルニ便ナラシメタレバ二制ノ完全ナル解釋書ハ實ニ本書ニテ獨リ余輩ノ幸福ノミニアラサルナリ

發行者

日本橋區  
若松町  
日本橋區  
新大坂町  
日本橋區

神原友吉  
小林喜右衛門  
杉本七百丸



特 29

808

憲法之理由

国立国会図書館

031515-000-3

特 29-808

憲法之理由

矢部 積蔵 / 著

M21

BBE-0115

